議案第68号

区議会提出議案に関する意見聴取 (世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例)

上記の議案を提出する。

令和7年11月11日

(提出者) 世田谷区教育委員会 教育長 知久 孝之

(提案説明)

世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例の議案の提出に伴い、地方教育行政 の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本 案を提出する。



7世総第410号 令和7年11月5日

世田谷区教育委員会 教育長 知久 孝之 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案件名
- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 世田谷区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- (3) 世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例
- 2 案 文
 別紙のとおり
- 3 提案議会 令和7年第4回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限 令和7年11月17日(月)
- 5 担 当 総務部総務課総務係 岸田 内線2064

議案第174号

世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例上記の議案を提出する。

令和7年11月26日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 学校給食費の無償化に伴い、特別会計として当該学校給食費に係る収支を 管理する必要がなくなったことから、世田谷区学校給食費会計条例を廃止するため、 本案を提出する。 世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例

世田谷区学校給食費会計条例(昭和47年4月世田谷区条例第15号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による廃止前の世田谷区学校給食費会計条例の規定による世田谷区学校 給食費会計(次項において「廃止会計」という。)に係る令和7年度の歳入及び歳 出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 廃止会計に属する債権債務及び歳計剰余金は、世田谷区一般会計(以下「一般会計」という。)が引き継ぐものとする。
- 4 前項の規定により一般会計が引き継ぐ債権債務に係る収入及び支出は、一般会計の収入及び支出とする。

世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例新旧対照表

	廃止前
○世田谷区学校給食費会計条例	○世田谷区学校給食費会計条例
昭和47年4月1日条例第15号	昭和47年4月1日条例第15号
改正	改正
平成5年3月12日条例第29号	平成5年3月12日条例第29号
平成28年12月9日条例第71号	平成28年12月 9 日条例第71号
<u>廃止 令和7年12月 日条例第 号</u>	
世田谷区学校給食費会計条例	世田谷区学校給食費会計条例
(設置)	(設置)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定によ	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定によ
り、世田谷区立小学校及び世田谷区立中学校において実施する学校	り、世田谷区立小学校及び世田谷区立中学校において実施する学校
給食について、学校給食費の適正なる管理と運営を図るため、特別	給食について、学校給食費の適正なる管理と運営を図るため、特別
会計を設置する。	会計を設置する。
(歳入及び歳出)	(歳入及び歳出)
第2条 この会計においては、給食費、一般会計繰入金及びその他諸	第2条 この会計においては、給食費、一般会計繰入金及びその他諸
収入をもつてその歳入とし、賄費及びこれに付随する諸支出をもつ	収入をもつてその歳入とし、賄費及びこれに付随する諸支出をもつ
てその歳出とする。	てその歳出とする。
(委任)	(委任)
第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会規第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会規	
則で定める。	則で定める。
付則	付則
この条例は、公布の日から施行する。	この条例は、公布の日から施行する。
附 則 (平成5年3月12日条例第29号)	附 則(平成5年3月12日条例第29号)
この条例は、平成5年4月1日から施行する。	この条例は、平成5年4月1日から施行する。
附 則 (平成28年12月9日条例第71号)	附 則(平成28年12月9日条例第71号)
この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、世田谷区立	この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、世田谷区立
小学校並びに世田谷区立玉川中学校及び世田谷区立芦花中学校におい	小学校並びに世田谷区立玉川中学校及び世田谷区立芦花中学校におい

廃止後	廃止前
て実施する学校給食にあっては、平成30年4月1日以後に実施するも	て実施する学校給食にあっては、平成30年4月1日以後に実施するも
のに係る学校給食費から適用する。	のに係る学校給食費から適用する。
<u>附 則</u>	
(施行期日)	
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。	
(経過措置)	
2 この条例による廃止前の世田谷区学校給食費会計条例の規定によ	
る世田谷区学校給食費会計(次項において「廃止会計」という。)	
に係る令和7年度の歳入及び歳出並びに決算については、なお従前	
<u>の例による。</u>	
3 廃止会計に属する債権債務及び歳計剰余金は、世田谷区一般会計	
(以下「一般会計」という。) が引き継ぐものとする。	
4 前項の規定により一般会計が引き継ぐ債権債務に係る収入及び支	

出は、一般会計の収入及び支出とする。